

## IV 計画の体系

### 基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発

### 基本目標2 DVに気づく環境づくり

主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

### 基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

主要施策(1) 相談体制の充実・強化

主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携

主要施策(3) 緊急時における被害者等の安全確保

主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底

主要施策(5) 保護命令に関する支援

### 基本目標4 自立のための継続的支援体制の充実

主要施策(1) 被害者への自立に関する支援

主要施策(2) 被害者への心理的な支援

主要施策(3) 被害者の子どもに関する支援

### 基本目標5 関係機関との連携強化

主要施策(1) 市における体制の整備

主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力

主要施策(3) 職員等に対する研修

主要施策(4) 調査・研究の推進

主要施策(5) 苦情処理体制の整備

## V 計画の内容

### 基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

市民アンケート調査の結果では、5人に1人は何らかのDVを受けた経験があると回答しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、配偶者間だけではなく、カップル間のデートDVといわれる暴力が起きていることから、被害者の低年齢化が懸念されています。

あらゆる暴力を容認しない社会風土を作るため、子どものころから、互いを尊重し、暴力を許さず、いのちを大切にすることの意識の醸成が必要です。

低年齢からの暴力防止教育を推進すると同時に、保護者に対し、DV被害の実態やDVの特性、背景、子どもの目の前で生じる「面前DV」の悪影響等についての啓発を行い、市民一人ひとりのDVに対する認識を深めていきます。さらに地域団体や企業とも連携しDV防止の周知・啓発に努め、あらゆる機会を活用して積極的に暴力を許さない意識づくりを進めていきます。

#### 主要施策(1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発

	取組内容	主な担当課
1	「DVは身近にある重大な人権侵害であることを認識するとともに暴力を許さない社会を実現する」ための啓発を実施します。 ・出前講座による地域への啓発、企業等の職場での人権研修等においてDV防止や児童虐待防止に対する啓発を行います。	人権啓発推進課 子ども支援課
2	DV防止についての周知に努めます。 ・「広報まいづる」への男女共同参画情報誌「かがやき」の掲載や市のホームページへの掲載等様々な媒体を利用して啓発を行います。	人権啓発推進課 広報広聴課
3	DV防止のためのリーフレット等を作成し、配布します。 ・DV防止啓発冊子やDV相談窓口の情報等を記したサポートカード等を作成し、公共施設等に配置するとともに、相談窓口について周知を図ります。	人権啓発推進課 市施設各所管課
4	「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)」を積極的にPRし、期間中において重点的な啓発を行います。	人権啓発推進課
5	国や京都府と連携し、加害者に気づきを促す手法(加害者更生プログラム等への参加)などを検討し、啓発に努めます。	人権啓発推進課
6	DV防止に関する啓発や被害者の支援を行う団体の育成や支援に努めます。	人権啓発推進課

## 主要施策(2) 子どもや若い世代への教育・啓発

	取 組 内 容	主な担当課
1	保育所、幼稚園、学校等あらゆる保育・教育の場において、人権を尊重し、暴力を許さない心を育む取組を行います。	幼稚園・保育所課 学校教育課 子ども支援課
2	年代に応じた暴力を許さない意識づくりやデートDV防止の啓発に努めます。 ・心身の発達段階ごとに相応しい方法で暴力を許さない意識づくりや、小、中、高校生を対象にデートDVに関する啓発を行います。 ・若年層向けの啓発冊子やリーフレットを作成し、配布します。	人権啓発推進課 学校教育課
3	園児・児童・生徒の保護者に対し、暴力が子どもに及ぼす影響やデートDV等に関する情報提供及び啓発に努めます。また、暴力を許さない心を育む家庭教育の大切さについて啓発します。	人権啓発推進課 幼稚園・保育所課 学校教育課

## 基本目標2 DVに気づく環境づくり

市民アンケート調査の結果では、DVを受けた被害者のうち、誰かに相談した人の割合は約5割にとどまっており、また、市の窓口で相談した人は1割にも満たない状況となっています。

配偶者や交際相手等親密な関係の中で起こる暴力は周囲に気づかれにくいことや、相談につながらないために、被害者が潜在化してしまうケースが多くあります。

DV被害に苦しむ人自身がDVに気づくような情報提供を行うとともに、被害が深刻化することを防ぎ、被害者が一人で悩むことなく早期に必要な支援を行うために、相談窓口を周知する必要があります。

また、通報は配偶者暴力防止法に基づく義務（努力義務）ですが、被害者の早期発見に関わるあらゆる関係者（医療関係者、学校関係者、子育て支援関係者、福祉関係者等）や地域ネットワーク（京都府北部家庭支援センター、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等）との連携を強化し、DV被害者を見逃さず、的確な支援を行う環境を整備する必要があります。

### 主要施策(1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供

	取組内容	主な担当課
1	チラシ等を活用し、被害者自身がDVに気づくよう情報提供を行います。 ・相談窓口等の情報提供、DVチェックリストやDV行為の例をカードやチラシ等で周知し、被害者の目に届くような施設や場所に設置します。	人権啓発推進課 市施設各所管課
2	被害者が参加する可能性のある講習会等で啓発を実施します。 ・消費生活講座、育児講座、就職支援講座など被害者が参加する可能性の高い講習会などでDVについての広報を行います。	人権啓発推進課 関係各課
3	「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)」を積極的にPRし、期間中において重点的な啓発を行い、あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図ります。	人権啓発推進課
4	最も身近なDV相談窓口として、周知されるようPRに努めます。 ・広報紙・ホームページでの相談窓口の周知に加え、DV相談窓口の情報等を記したサポートカード・チラシ・啓発グッズ等に相談支援機関の情報を明示し、周知を徹底します。	人権啓発推進課 広報広聴課

## 主要施策(2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

	取 組 内 容	主な担当課
1	「配偶者暴力防止法」に定めるDVの発見者による通報の努力義務規定を市民に周知します。	人権啓発推進課 広報広聴課
2	DV防止についての周知に努めます。 ・「広報まいづる」への男女共同参画情報誌「かがやき」の掲載や市のホームページへの掲載等様々な媒体を利用して啓発を行います。 (再掲 1-(1)-2 と同じ)	人権啓発推進課 広報広聴課
3	DV防止のためのリーフレット等を作成し、配布します。 ・DV防止啓発冊子やDV相談窓口の情報等を記したサポートカード等を作成し、公共施設等に設置するとともに、相談窓口について周知を図ります。(再掲 1-(1)-3 と同じ)	人権啓発推進課 市施設各所管課
4	関係機関と連携強化を図り、DV被害者の早期発見に努めます。 ・被害者を発見しやすい立場にある関係機関者(医療関係者、福祉関係者、学校関係者、民生児童委員等)向けにDVに関する情報提供(通報等の対応方法、相談支援機関の情報等)をまとめたマニュアル等を作成、配布し、対応の周知を徹底します。 ・生活困窮、児童虐待等DV以外の相談窓口においても、DV被害に気づき、相談機関へつなぐことができるよう、情報共有や連携を強化します。	人権啓発推進課 福祉部各課 健康・子ども部各課 学校教育課 他

### 基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

DV 被害者の支援を行う機関は、市、京都府北部家庭支援センター、警察署などがあり、各機関への舞鶴市民からのDV 被害者相談件数は、近年激増しています。

被害者が安心して相談できるよう、関係各課が連携を図り、被害者一人ひとりの視点に立った相談・支援体制を整えていくことが必要です。また、相談内容が多様化・複雑化していることから、被害者の相談や保護、自立支援等、総合的な支援をコーディネートする専門相談員を設置し、関係各課や関係機関等と連携を強化することが必要です。

また、関係職員の資質の向上を図ることも重要です。

今後は、男性や外国人からの相談も増えると予想され、性別や国籍等に関わらず DV に悩む全ての方の相談窓口についても検討が必要です。

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、警察署との連携や一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。

加えて、加害者に被害者等の居所等を知られることがないように、住民基本台帳の閲覧制限や就学関係等の情報管理を徹底し、安全を確保することが重要です。また、保護命令制度等の情報提供や制度利用に当たっての助言等、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

#### 主要施策(1) 相談体制の充実・強化

	取組内容	主な担当課
1	<p>相談体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門相談員を配置し、DV 被害者の相談や保護、自立支援等、総合的な支援をコーディネートする体制を作ります。</li> <li>・DV被害者のニーズを的確に把握し、被害者に寄り添いながら必要な支援策を行います。</li> <li>・被害者が助けを求められる様々な相談手法を検討します。</li> </ul>	<p>人権啓発推進課 福祉援護課</p>
2	<p>相談から支援までワンストップで対応できる体制を作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者の安全確保や負担軽減を図るため、関係各課が連携し、ワンストップサービス（相談・支援窓口の一元化）を推進します。</li> <li>・相談から支援までの手続きが短時間で効果的に実施できる体制を検討します。</li> </ul>	<p>人権啓発推進課 市民課 子ども支援課 福祉援護課 都市計画課 他</p>
3	<p>相談マニュアル等を活用し、いつでも適切に相談できる環境を作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談マニュアルを常に更新し、関係各課に配置することにより、どの職員が対応しても、被害者が安心して相談できる体制を作ります。</li> </ul>	<p>人権啓発推進課 関係各課</p>
4	<p>関係職員、相談員等の人材育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時の対応マニュアルを活用し、関係職員が被害者に対し適切な対応ができるよう努めます。</li> <li>・被害者支援に携わる職員や相談員等の資質向上と二次的被害（※8）防止等のため、内部・外部研修の機会を作ります。</li> <li>・庁内 DV 対策連絡会議等を利用して、DV に対する正しい理解や全庁的な意識づけのための研修を行います。</li> </ul>	<p>人権啓発推進課 人事課 関係各課</p>

（※8）二次的被害 被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じるさらなる被害のこと

	取組内容	主な担当課
5	<p>被害者について関係各課と情報共有を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有シートの活用等により、被害者の状況や必要とする支援について関係各課で情報を共有し、迅速な対応に努めます。</li> </ul>	人権啓発推進課 市民課 子ども支援課 福祉援護課 都市計画課 他
6	<p>被害者の特性（外国人、障害のある人、高齢者等）に応じた情報提供や相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口や制度の紹介、各種手続きの説明等を掲載した外国語によるリーフレット等を配布します。</li> <li>・関係各課や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉援護課、市民課 高齢者支援課 障害福祉・国民年金課 他
7	<p>加害者からの相談に対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や京都府が実施する加害者更生プログラム等の情報提供を行います。</li> </ul>	人権啓発推進課

## 主要施策(2) 相談に関する関係機関との連携

	取組内容	主な担当課
1	<p>京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所や舞鶴警察署等の関係機関と十分な連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を強化し、DV や児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制を確立します。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉部各課 健康・子ども部各課
2	<p>切れ目のない支援体制に向けた転居元・転居先の関係機関との連携を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居を伴う被害者に対して、転居元・転居先の市町村等との情報共有を行い、継続的な支援ができるよう努めます。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉援護課、市民課 保険医療課 障害福祉・国民年金課 他

## 主要施策(3) 緊急時における被害者等の安全確保

	取組内容	主な担当課
1	<p>関係各課及び関係機関等との迅速な連携と情報共有を図り、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察署等との連携により状況に応じた被害者の安全確保を行います。</li> <li>・即日、一時保護施設まで送致することが難しい場合に民間施設を利用できる制度を活用し、被害者の安全を確保します。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉援護課
2	<p>一時保護が必要な被害者等について、京都府家庭支援総合センターと連携し、一時保護施設への入所を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて警察と連携し、一時保護施設までの同行支援を行います。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉援護課
3	<p>一時保護施設への入所等に際して、被害者等の状況に応じた必要な支援を行います。</p>	人権啓発推進課 福祉援護課
4	<p>被害者の子ども等家族の安全確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者が避難時に同伴できなかった子どもや家族が安心して生活できるよう、警察署、学校等と連携して支援を行います。</li> </ul>	人権啓発推進課 学校教育課 福祉部各課 健康・子ども部各課

## 主要施策(4) 被害者等の情報管理の徹底

	取組内容	主な担当課
1	被害者等の個人情報加害者に知られないよう、情報管理を徹底します。	全課
2	住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し、戸籍の附票の写しの発行、マイナンバーによる情報開示を申出により制限し、情報管理を徹底します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に申出の手続きや閲覧等の制限について情報提供します。</li> <li>申出があった場合には、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施するとともに、住民基本台帳データに基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理を徹底します。</li> </ul>	市民課 関係各課
3	被害者の子どもに関する居所等の情報について、学校関係者等に守秘義務の徹底を図ります。	子ども支援課 学校教育課 幼稚園・保育所課

## 主要施策(5) 保護命令に関する支援

	取組内容	主な担当課
1	保護命令制度に関する情報提供を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保護命令制度の説明と保護命令関係書類の作成支援を行います。</li> <li>保護命令を裁判所に申し立てる際に、状況に応じて裁判所への同行等、必要な支援を行います。</li> </ul>	人権啓発推進課 福祉援護課



## 基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立

被害者が社会的に自立して生活するためには、経済的支援、住宅の確保、子どもの育成、心のケアなど様々な支援が必要であり、被害者一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、一体となって支援していくことが必要です。

保護命令、離婚、養育費等の法的課題の解決に向けた支援、生活保護制度をはじめとする福祉制度による支援、住宅確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行います。

### 主要施策(1) 被害者への自立に関する支援

	取組内容	主な担当課
1	被害者の自立支援全般に関する情報提供や助言を行うとともに、被害者の状況に応じた支援を行います。	人権啓発推進課 福祉援護課 関係各課
2	一時保護から母子の保護・自立のための「母子生活支援施設」への入所支援を行います。	子ども支援課
3	転出先市町村へ被害者についての情報提供を行い、切れ目のない支援が実施できるよう努めます。	人権啓発推進課 福祉援護課 関係各課
4	生活保護等の各種福祉制度、各種支援制度に関する情報提供とその活用による支援を行います。	福祉援護課 子ども支援課 他
5	国民健康保険や医療費助成、国民年金等の制度に関する情報提供とその活用による支援を行います。	保険医療課 障害福祉・国民年金課
6	保護命令が発令されるなどした被害者に対して、市営住宅を一時入居先として提供するとともに、市営住宅や府営住宅の入居について情報提供を行います。	都市計画課 人権啓発推進課
7	市就業支援センターにおいてハローワーク舞鶴や北京都ジョブパーク等と連携し、就労支援や職業訓練等の情報提供を行います。	産業創造・雇用促進課
8	母子・父子自立支援員による就労相談や、母子家庭等自立支援給付金制度等の活用についての情報提供を行います。	子ども支援課
9	被害者の離婚、子どもの親権等法的問題を解決するための法律に関する相談や情報提供を行います。	市民課

## 主要施策(2) 被害者への心理的な支援

	取組内容	主な担当課
1	京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所等と連携し、カウンセリングや精神的治療に関する専門機関について情報提供を行います。	人権啓発推進課 健康づくり課

## 主要施策(3) 被害者の子どもに関する支援

	取組内容	主な担当課
1	保育所への優先入所や学校における就学の確保等、適切な支援を行います。	幼稚園・保育所課 学校教育課
2	学校等において適切な配慮が受けられるよう、保育所、幼稚園、学校等との連携を図り、保育士や教職員、スクールカウンセラーによる見守り支援・相談体制を充実します。	幼稚園・保育所課 学校教育課 子ども支援課
3	心身のケアを必要とする子どもに対して、関係機関等と連携して適切な支援を行います。	子ども支援課 幼稚園・保育所課 健康づくり課 学校教育課
4	ファミリーサポートセンターや子育て支援サービスについての情報提供を行います。	子ども支援課
5	就学援助制度や奨学金制度について情報提供を行います。	学校教育課
6	関係機関との連携による子どもへの継続的な支援を実施します。 ・要保護児童対策地域協議会等、関係機関の支援方針等について話し合い、情報共有を図ります。 ・乳幼児健診等を通じて子どもの成長・発達を確認し、被害者の状況把握と継続支援を行います。	子ども支援課 健康づくり課
7	自治会長、自治会役員、民生児童委員や放課後児童クラブ支援員等、地域で子どもに関わる関係者に対して、DV が子どもに及ぼす影響についての理解を深める研修や啓発を行います。	人権啓発推進課 福祉企画課 子ども支援課 地域づくり課 他

## 基本目標5 関係機関との連携強化

被害者への適切な支援を行うため、安全確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。関係各課が連携し情報共有を図り、効率的・効果的な支援ができるようネットワークを充実させることが求められています。

また、京都府家庭支援総合センター、京都府北部家庭支援センター、京都府中丹東保健所、舞鶴警察署等の関係機関、医療機関、関係団体等と連携をさらに強化する中で、いざという時に協力して被害者支援ができる体制が必要です。

さらに、DVの特性について十分理解し、きめ細やかでニーズに応じた支援ができる人材の育成が必要です。

### 主要施策(1) 市における体制の整備

	取組内容	主な担当課
1	関係各課によるDV対策連絡会議を開催し、DV防止に関する啓発や、制度についての研修、被害者等の緊急保護、自立支援等の状況把握などを行います。	人権啓発推進課 関係各課
2	相談マニュアル等を活用して、いつでも適切に相談できる環境を作ります。 ・相談マニュアルを常に更新し、関係各課に配置することにより、どの職員が対応しても、被害者が安心して相談できる体制を作ります。 (再掲 3-(1)-3と同じ)	人権啓発推進課 関係各課

### 主要施策(2) 関係機関、関係団体との連携・協力

	取組内容	主な担当課
1	被害者の相談対応、安全確保、自立支援等について、京都府北部家庭支援センターや京都府中丹東保健所、舞鶴警察署等の関係機関との連携を強化します。 ・定期的にDV被害者支援について情報交換を行う場を設け、総合的に相談・支援できる体制を確立します。	人権啓発推進課 福祉援護課
2	DV防止に関する啓発を効果的に進めるとともに、被害者に対する適切な支援を行うため、行政機関、警察署、医療機関、関係団体等とのネットワークの構築に努めます。	人権啓発推進課
3	被害者の保護・支援等について近隣自治体や関係機関等との連携を図ります。	人権啓発推進課 福祉援護課
4	DV防止に関する啓発や被害者の支援を行う団体に対する支援に努めます。(再掲 1-(1)-6と同じ)	人権啓発推進課

### 主要施策(3) 職員等に対する研修

	取組内容	主な担当課
1	<p>関係職員、相談員等の人材育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談時の対応マニュアルを活用し、関係職員が被害者に対し適切な対応ができるよう努めます。</li> <li>被害者支援に携わる職員や相談員等の資質向上と二次的被害防止等のため、内部・外部研修の機会を作ります。</li> <li>市内 DV 対策連絡会議等を利用して、DV に対する正しい理解や全庁的な意識づけのための研修を行います。</li> </ul> <p>(再掲 3-(1)-4と同じ)</p>	<p>人権啓発推進課 人事課 関係各課</p>

### 主要施策(4) 調査・研究の推進

	取組内容	主な担当課
1	<p>市民アンケート調査等によりDVに関する現状や市民意識を把握し、課題を明らかにし、DV関連施策への反映に努めます。</p>	<p>人権啓発推進課</p>
2	<p>国や京都府が実施する調査・研究及び意識調査等の成果について情報収集に努めます。</p>	<p>人権啓発推進課</p>

### 主要施策(5) 苦情処理体制の整備

	取組内容	主な担当課
1	<p>被害者や支援者等から、市のDV対策に係る取組に対して苦情の申出を受けたときは、所管課において適正かつ迅速に対応するとともに、処理結果について申出者に対して説明責任を果たすよう努めます。</p>	<p>関係各課</p>
2	<p>苦情及びその処理内容について関係各課で情報を共有し、被害者に対する適切な対応に努めます。</p>	<p>関係各課</p>